

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年9月5日認可した。

平成29年9月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東神内池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）生枯池上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）稗田地区
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）六条地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山北地区